

産科医療補償制度の周知について

公益財団法人日本医療機能評価機構

産医補償第61号
2022年2月22日

都道府県 周産期医療担当課
各〔保健所設置市〕〔母子保健担当課〕 御中
特 別 区 〔障害福祉担当課〕

公益財団法人日本医療機能評価機構
理事・産科医療補償制度事業管理者
鈴木 英明
(公印省略)

産科医療補償制度の周知依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度（以下、「本制度」）は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、当機構が運営組織となり、2009年1月に創設され、14年目を迎えました。制度創設以来、貴部（局）におかれましては、本制度のポスターの掲示やチラシの配布など、幅広い周知にご協力をいただきており、改めて感謝いたします。

さて、本制度の補償申請期限は、脳性麻痺児の満5歳の誕生日までであり、本制度の補償対象と考えられる児が満5歳の誕生日を過ぎたために補償を受けることができなくなる事態が生じることのないよう、より一層の周知が必要と考えております。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮でございますが、別紙「2022年1月産科医療補償制度の改定に伴う周知について」（令和3年2月17日厚生労働省医政局総務課 医療安全推進室 事務連絡）に基づいて、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、ご留意の上、広く御周知願います。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

[お問合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

事務連絡
令和3年2月17日

都道府県
各〔保健所設置市〕
〔特別区〕 周産期医療担当課
〔母子保健担当課〕
〔障害福祉担当課〕 御中

厚生労働省医政局総務課
医療安全推進室

2022年1月 産科医療補償制度の改定に伴う周知について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度につきましては、2009年1月から、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的として公益財団法人日本医療機能評価機構において運営され、2015年に制度改定が行われております。

今般、別紙のとおり、本制度の補償対象基準や掛金等について見直しが行われ、2022年1月以降に出生した児より適用されることとなります。今回の改定を知らないまま補償申請期限である満5歳の誕生日を過ぎたために、補償対象と考えられる児が補償を受けられない事態が生じないよう、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、下記の点をご留意の上、広く御周知願います。

なお、関係団体に対しましても、同趣旨の依頼を発出済みですので念のため申し添えます。

出産育児一時金の取扱いについては、2020年12月23日に開催された厚生労働省の第138回社会保障審議会医療保険部会において、見直しの議論が行われ、本制度の掛金対象分娩の場合の総支給額を42万円（40.8万円+加算額（1.2万円））に維持することが了承されました。

今後この内容を踏まえ、厚生労働省保険局において政令等の改正、通知の発出等の対応が行われる見込みです。

記

1. 2022年1月 産科医療補償制度改定の概要について（詳細は別紙「2022年1月 産科医療補償制度改定の概要」を参照）

産科医療補償制度の補償対象範囲は、「補償対象基準」「除外基準」「重症度基準」の全てを満たす場合、補償対象となります。2022年1月以降に出生した児より、「補償対象基準」については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」が基準となります。

また、1分娩あたりの掛金は1.2万円となります。

2. 周知の具体的な方法について

①都道府県周産期医療担当課（産科医療補償制度については、都道府県によっては子育て支援担当課等で対応いただいている場合もあります。）

管下分娩機関等へご周知いただくとともに、都道府県ホームページ等に本制度の概要を既に掲載いただいている場合には、今回の改定内容の更新をお願いいたします。

また、貴管下の市（保健所設置市ではない市）町村に対し、下記②～③の対応について協力依頼をいただけますようお願いいたします。

②市区町村の母子保健担当課

妊娠婦が訪れる機会の多い場所（医療機関、分娩機関、母子手帳交付窓口など）において別添1のポスターを掲示いただくようお願いいたします。また、母子手帳を交付する際に別添2のチラシを併せて手交いただけるようお願いいたします。その他、ホームページ等の活用等による周知をお願いいたします。

③市区町村の障害福祉担当課

脳性麻痺児とその家族が訪れる機会の多い場所（医療機関、障害福祉窓口など）において別添3のポスターを掲示いただくようお願いいたします。また、希望者に配付する障害福祉のしおりや手引き、自治体ホームページの障害福祉のコーナー等に本制度概要を掲載いただくとともに、別添4のチラシを障害福祉相談窓口等において、必要に応じて配布いただけるようお願いいたします。

3. 問い合わせ先

不明な点は次のお問合せ先までご連絡ください。ポスター・チラシ等配布資料につきましても、随時無料にてお送りしております。

以上

[お問合せ先]

産科医療補償制度専用コールセンター（日本医療機能評価機構）

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）>

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 電話：03-5253-1111

室長補佐 田川（内線4105） 主査 勝又（内線2579）

妊産婦の
皆様へ

産科医療補償制度

もし、自分の子どもが **重度脳性まひ** になったら

補償される制度に 登録してますか？



Q. どんな制度？ 出生したお子様が **重度脳性まひ** になって要件を満たした場合

= MERIT =
01

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 **3,000万円 支給**

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 <年間120万円×20回>)

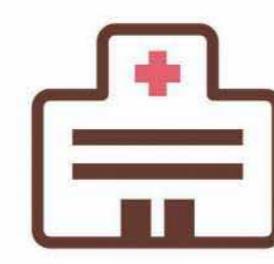
= MERIT =
02

**専門家が原因分析し、
報告書をお届けします**



原因の究明と再発防止策を提言します

産科医療の質の向上により
**安心して出産できる
環境につながります**



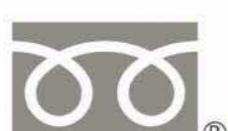
医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

詳しいは下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです


産科医療補償制度

2021年5月以降使用

妊産婦の
皆様へ

もし、自分の子どもが **重度脳性まひ** になったら

補償される制度に 登録してますか？



Q. どんな制度？ 出生したお子様が **重度脳性まひ** になって要件を満たした場合

= MERIT =
01

総額 3,000万円 支給

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

= MERIT =
02

**専門家が原因分析し、
報告書をお届けします**



原因の究明と再発防止策を提言します

= MERIT =
03

**産科医療の質の向上により
安心して出産できる
環境につながります**



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊産婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q. 脳性まひになるか分からないし、登録しなくてもいい？

日本のお産のほぼ 100%が登録されています

制度に加入している分娩機関でお産をする妊産婦はすべてこの制度の対象となり、登録が必要です。

Q. どうやって登録するの?

制度に加入している分娩機関であれば、登録証が配布されます。

登録証にご記入の上、分娩機関を通してご提出ください。

控えは出産後5年間、大切に保管ください。



Q. 出産予定の分娩機関が制度に加入しているかわからない…

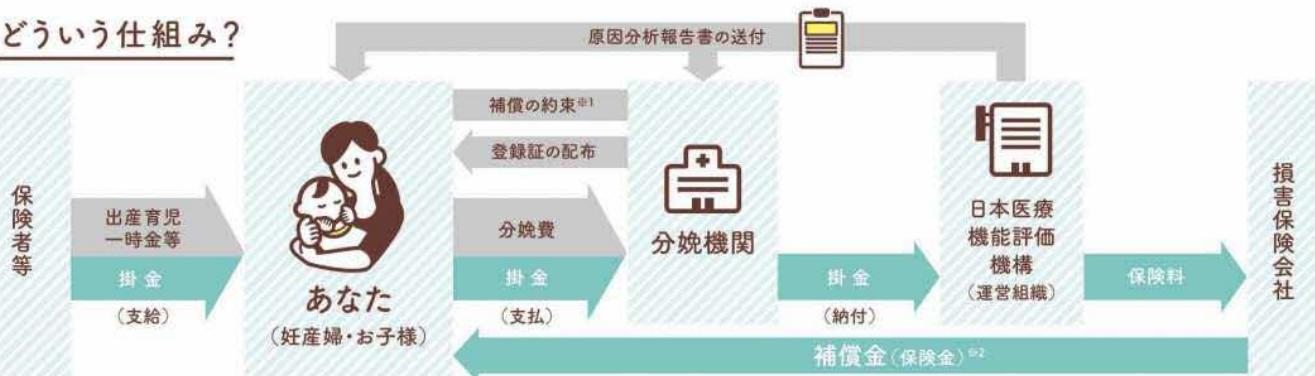
全国の分娩機関制度加入率

99.9%

右の二次元コードから、制度に加入している分娩機関を検索できます。



Q. どういう仕組み?



※1:運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。

※2:運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が分娩機関の代わりに保険会社に保険金を請求し、補償金として支払われます。

●この制度は分娩機関が加入する制度です。加入分娩機関で出産された場合(22週以降の分娩)には、保険者から支給される出産育児一時金等に掛金相当額が加算されます。補償に向けた掛金は分娩機関が納付します。

Q. 補償対象となる条件は? 下記①~③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年~2021年までに出生のお子様

在胎週数
32週以上 で **出生体重
1,400g以上**
または
在胎週数
28週以上 で
所定の低酸素状況の要件を満たしている

② 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数
28週以上
2022年
制度改正
出生体重にかかわらず対象となります。

補償申請期間は?

満1歳の誕生日～
満5歳の誕生日まで

③ 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ※3

④ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ※4

極めて重症で診断が可能な場合は、生後6ヶ月から補償申請を行うことができます。

※3:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※4:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

Q. 補償対象か迷った場合は?

まずは、出産した分娩機関にお問い合わせください。



お問い合わせ先

産科医療補償制度
専用コールセンター

0120-330-637

受付時間:午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



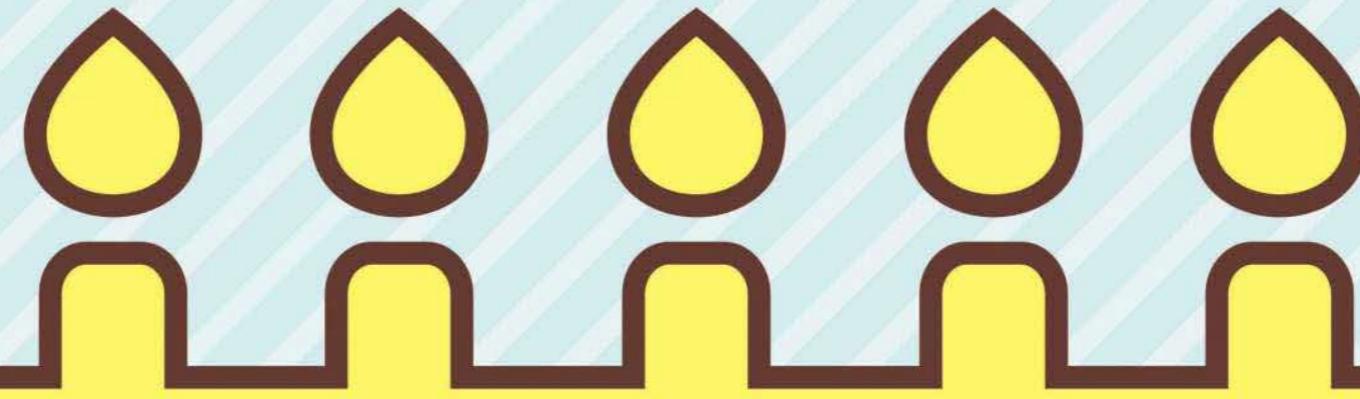
公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

重度脳性まひの
お子様・ご家族の
皆様へ

産科医療補償制度 の申請期限は



満1歳の誕生日～
満5歳の
誕生日までです



2022年
制度改正

補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は? 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 32週以上	出生体重 1,400g以上
または	
在胎週数 28週以上	所定の低酸素状況の 要件を満たしている

2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数 28週以上	2022年 制度改正
----------------------	---------------

出生体重にかかわらず対象となります。

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ^{※1}

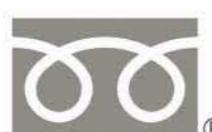
③ 先天性や新生児期の要因による脳性まひ^{※2}

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

詳しい情報は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間:午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■産科医療補償制度ホームページ
<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療 検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

重度脳性まひの

お子様・ご家族の
皆様へ



産科医療補償制度 の申請期限は



満1歳の誕生日～

満5歳の
誕生日までです



**2022年
制度改正**



補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、

出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は?

下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

①

2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数	出生体重
32週以上	で 1,400g以上
または	
在胎週数	
28週以上	で 要件を満たしている

2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数

28週以上

**2022年
制度改正**

出生体重にかかわらず対象となります。

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ^{※1}

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ^{※2}

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

◆ 詳細は、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度
専用コールセンター

0120-330-637

受付時間:午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

■ 産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

Q. 産科医療補償制度ってどんな制度？

出生したお子様が重度脳性まひになって要件を満たした場合

01 // MERIT //

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 **3,000万円** 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

02 // MERIT //

専門家が原因分析し、
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

03 // MERIT //

産科医療の質の向上により
安心して出産できる
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊娠婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q. どの程度の重度脳性まひが対象となるのですか？

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひとは、以下のいずれかを満たすような場合です。

01 下肢・体幹運動

将来実用的な歩行が不可能と考えられる場合



装具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状況で、
立ち上がって、立位保持ができ、10メートル以上つかまらずに
歩行し、さらに静止することを全てひとりでできる状態

02 上肢運動

一上肢のみ 障害側の基本的な機能が全廃



脳性まひによる運動機能障害により、
食事摂取動作が一人では困難で
かなりの介助を要する

03 下肢・体幹および上肢運動の総合的判断

障害側の一上肢に著しい障害 + 障害側の一下肢に著しい障害

それぞれ単独では基準を満たしていないときでも、
下肢と上肢の両方に著しい障害(片まひ等)がある場合、
総合的な判断により基準を満たすことがあります。

上記はあくまで目安となりますので、判断が難しい場合はお問い合わせください。

補償対象か迷った場合は？

まずは、出産した分娩機関にお問い合わせください。



制度周知に関する市区町村の取組事例(チラシの配布)

産科医療補償制度ニュース第4号(2017年4月1日発行)より抜粋

取組事例①(母子健康手帳配布時の工夫)

- 妊娠届を提出した妊婦に「母子健康手帳」をお渡しする際、特に詳しく説明する資料を「母と子の保健バッグ」に入れて配布しています。

「母と子の保健バッグ」【別紙2】「産科医療補償制度のご案内」のチラシ



資料が多数あるため、妊産婦さんが重要な書類を見逃さないように、特に重要な書類をまとめて案内しています。

産科医療補償制度のチラシもこのバッグの中に入れて配布しています!



区役所の担当者

取組事例②(訪問看護師に対する本制度の周知)

- 「墨田区訪問看護ステーション連絡会」において、在宅の脳性麻痺児と接する機会がある訪問看護師を対象に、「産科医療補償制度」に関する説明を行いました。

連絡会でチラシなどを用いた説明を受けたことで、産科医療補償制度について、理解が深まりました。



訪問時に制度の専用コールセンターも紹介するようにしています。



チラシ等が追加で必要な場合は、本制度コールセンターまでお問い合わせください。(随時無料にて送付)

制度周知に関する市区町村の取組事例(ホームページ)

産科医療補償制度ニュース第6号(2019年4月1日発行)より抜粋

取組事例①本制度の概要を直接掲載しているホームページ

(愛知県豊橋市)

産科医療補償制度

ページ番号1022664 更新日2019年1月16日

お産に備えて脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を適切に軽減することとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

この制度は2009年に創設され、公益財団法人日本医療機能評価機構により運営されています。

補償内容

補償金

補償の対象に該定された場合、一時金と分野金をあわせ額3,000万円の補償金が支払われます。

補償の対象

次の(1)～(3)の基準をすべて満たす場合、補償対象となります。

なお、お子様の出生年によって基準が一部異なります。

(1) 2014年12月31日までに出生したお子様の場合

2015年1月1日以降に出生したお子様の場合

在胎週数38週以上で出生体重2,000グラム以上、または在胎週数28週以上で出生体重1,400グラム以上、または在胎週数29週以上で所定の要件

(2) 先天性や後天性発病の原因による脳性まひ

(3) 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

(備考) 生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

補償申請できる期間

補償申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満2歳の誕生日までです。

(ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から補償申請可能です。)

その他ご案内

詳細については、運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構の「産科医療補償制度ホームページ」を参照ください。お産した分娩補助または下記専用コールセンターにお問い合わせください。

○ 産科医療補償制度(外部リンク)



補償内容や補償申請可能な期間など、重要な情報が一覧でわかります。このページを読めば「制度の概要」がつかめます。

公的な性格が強い制度なので、自治体のホームページに掲載しても違和感なく、馴染みます。



自治体の担当者

取組事例②本制度のチラシ等を添付しているホームページ

(富山県富山市)

産科医療補償制度について

産科医療補償制度は、分娩に因連して発症した重度脳性麻痺児とそのご家族の経済的負担を速やかに補償するものです。本制度の補償申請期間はお子様の満5歳の誕生日までとなっております。

*詳細は下記問い合わせ先にご照会ください。産科医療補償制度ホームページをご参照ください。

関連ファイル
脳性まひのお子様とご家族の皆様へ(1,711byte)

関連リンク
産科医療補償制度ホームページ(外部リンク)



ホームページ上のスペースが取れない場合は添付ファイルやリンクを活用する方法もあります。



【別紙3】「重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ 産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです」

[お問い合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

0120-330-637

受付時間:午前9時~午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ掲載のひな型は、運営組織にてご用意しております。
ご入用の場合は本制度コールセンターまでお問い合わせください。

産科医療補償制度
チラシ・ポスターに関する調査票

送信先FAX番号

03-5217-2334

○事務連絡「2022年1月 産科医療補償制度の改定に伴う周知について」(厚生労働省医政局総務課医療安全推進室)に基づき、周知に係る1年間に必要なチラシ・ポスターの部数について、ご報告をお願いいたします。

担当者			
自治体名			
部・局名			
課名			
係名		担当者名	
電話番号	- - -	FAX番号	- - -
メールアドレス	@		

郵便番号	-	都道府県	
ご住所 (市区町村・番地)			

請求帳票			
別添	帳票名	備考	部数
1	制度案内ポスター	妊産婦の皆様へ (母子保健担当課)	部
2	制度案内チラシ		
3	申請期限満5歳ポスター	重度脳性まひのお子様・ ご家族の皆様へ (障害福祉担当課)	部
4	申請期限満5歳チラシ		

※別添1~4は「2022年1月 産科医療補償制度の改定に伴う周知について」(厚生労働省医政局総務課医療安全推進室事務連絡 令和3年2月17日)をご参照ください。

[お問い合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）